

稲沢市立三宅小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和5年4月

◎ いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。本校は、いじめはすべての児童に関係する問題ととらえ、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。必要があれば外部機関との連携を行います。

「三宅小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

<未然防止の取組>

- ・ 関わり合いの中で、学ぶ楽しさを味わい、主体性をもって学ぶ子を育てる授業づくりに努めます。
- ・ 集団生活を通して、互いに尊重し合い、心と心が通い合う温かな人間関係づくりに努めます。
- ・ 人の心や命を大切にし、心と心を通い合わせ、人を思いやる豊かな心を育てます。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットによるいじめの加害者、被害者とならないよう継続指導します。
- ・ いじめ防止等に関する年間計画を作成し、計画的に取り組んでいきます。

<早期発見の取組>

- ・ いじめアンケートや教育相談を毎学期実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ・ 教師と児童の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や年度当初に、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が悩みを相談しやすい環境を整えます。
- ・ 全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、校内研修等を実施し、指導力の向上を目指します。

<いじめに対する措置>

- ・ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。

<重大事態への対応>

- ・ 重大事態が発生した場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告や当該事態の調査、子どものケア等、最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。



<学校の取組に対する検証・見直し>

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組になるよう努めます。